

社会経済上よりみた英国第二次 選挙法改革の原因

五十川 式雄

【要約】 第一次選挙法改革以後選挙権拡張を要求するチャーティストの運動には消長があったが一八六〇年代に入って再び改革運動は再燃したのである。本論文は主として英国第二次選挙法改革を社会経済上より説明せんとしたもので、特に一八六〇年以後一八六七年に至る間の英国における諸物価、労働賃金及び失業事情を統計によって実証し、都市における労働階級の政権獲得運動が深刻な経済不況と生活の惨状から出発していることを説明し、更にこの時期における労働組合による政治活動が選挙法改革の大きな原動力となったことを明らかにするものである。労働階級が選挙法の改革を実現せんとしたことも、保守党に接近せんとしたことも、総て労働者の社会経済上の地位の向上を図らんとする手段に過ぎなかつたのであり、一方機を見るに鋭敏なデズレーリイが労働階級のうちの急進派の要望と熱烈な大衆の改革要求を察知して、過去の伝統を破って最も革新的な改革案の実現に成功したのである。

史林 五二卷二号 一九六九年三月

第一章 第一次選挙法改革（一八三二年）以後

一八六〇年に到る間の社会経済事情と

選挙法改革運動の概観

英国では第一次選挙法改革の結果、男子普選、秘密投票制は共に見送りとなり、立候補者に対する財産条件も撤廃

されていないので、富裕階級が依然下院を支配する結果になつてゐる。ゆえに労働階級がホイッグ党の背信行為を非難し、第一次選挙法改革の結果に強い不満をもち、労働階級に有利な選挙法改革を要求するに至るのは当然である。勿論労働階級の不満に因るために諸種の社会立法が実現され、一八三三年の工場法、一八四二年の炭坑法、一八四

四年の婦人及び青年労働法、一八四七年の一〇時間労働法等が制定されているが、これ等の立法によって社会問題は根本的に解決されず、むしろ一八三四年の新救貧法、一八三五年の地方自治法及び一八四六年の穀物法廃止法等は、中産階級擁護のため労働階級を犠牲にした悪法と解釈され、そのため労働階級の不満が増大している。特に一八三〇年代に入つて不作の連続、小麦価格の騰貴、新救貧法の強制実施、機械の発明による手工業への圧迫及び工場の拡大による農業への圧迫等により、労働階級の抗議は激烈となっている。労働階級は人民憲章 People's Charter 六ヶ条を作成して男子普選、人口に比例する議員の選出、年次議会、下院議員の資格に関する財産資格の撤廃、秘密投票制、下院議員のための歳費の支弁等を要求して、労働階級の社会、経済上の地位の向上を要求している。憲章党運動は約一〇年間連続したが、歴大な請願文がかえつて大衆の同情を失い、中産階級の支持のないことや、一八五〇年以後の経済事情の好転等によつて初期の目的を達していない。英国の経済事情を概観すると、一八四八年以後好転を示し、一八五〇年代に入ると貿易が振興して失業者が減少し、一八五

〇年より六五年の間に輸出入額は各々二倍ないし三倍に飛躍し、金鉱の発見と共に工業は振興し、鉄道、造船等各種の重工業が発展して海外移住者も増加し、原料品と製品の売買も大規模となり、価格の騰貴と共に賃金も上昇し、実収賃金も増加を示している。一八五九年タイムズ紙は労働力の需要の高まった事情を次のごとく述べている。

「過去一〇年間、わが国ほど富の蓄積された国はなく、労働に対する報酬が資本の収益以上に増加したことは珍しい。有能な職人はあらゆる工業において如何なる要求も出来る」^①と述べている。これをみてもわかるごとく、経済事情が好

転し、繁栄の到来と共に労働階級の要求する人民憲章も軽視され、選挙法改革運動は異なった性格をもつに到っている。エディンバラ・レビュー Edinburgh Review は労働階級の選挙法改革運動に対する態度を次のごとく述べている。

「過去三〇年間労働階級の議会制度に対する態度をみると初期は憲章党運動花やかな時で、実を結ばなかった時期である。この時期は商工業不況の時代で労賃は安く、職業が不安定で、労働者の衣食住の問題が重視せられ、人口の増加に伴う生活

の安定が懸念された時である。その後時代の進展と共にこの問題は解決され、金鉱山の発見、工業の発展、商業政策の成功により労働階級の様相は一変し、人民憲章六ヶ条に代る労働者の福音が思いがけなくも他の面から現われ、選挙権獲得の希望は決して消滅はしなかったが、その性格はかつて憲章党の要求したものと異なるものとなった^①と述べている。^②

第二章 第二次選挙法改革前における社会経済

事情と選挙法改革運動の関連

第一節 一八六〇年以後一八六五年に到る間の社会経済事情
しかし一八五九年建築工の九時間労働運動から始まり、失業救済を要求する労働組合運動が活発化し、英国の経済政治上に大きな影響を与え、一八六七年の第二次選挙法改革の大きな原動力をなしている。労働組合活動が活発化した大きな原因は、労働賃金の低下と失業が原因している。労働者の賃金事情をランカシャに例をとってみる場合、一八六〇年前の二〇年間に労働賃金は一〇%ないし一五%しか上昇していない^③。ヘンリ・アッシュワース Henry Ashworth

の説によれば^④一八五〇年における紡績工の平均週給賃金を一九シリングとすれば、五九年には二五シリングとなっているが、キャラコ捺染工、印刷工、染色工、漂白工の賃金は減少している。建築工のうち煉瓦工の賃金は四九年以後一〇%上昇し、石材工は七%、左官とペンキ工は若干上廻っているが、建具師の賃金は上昇していない。機械工の賃金は三九年以後六・五%から一四%上昇し、ボイラー工は五〇%上昇しているが、他の部門では一五%も減少している。チャドウィック Chadwick の説によれば^⑤五九年前の一〇年間に、ブリキ工、水車大工、鋳物工、電線工、家具師、馬車製造工、印刷工、彫刻師、時計工、靴製造工、製紙工、ガラス工、パン焼、仕立屋、桶屋、車大工、ガス取付工の賃金は減少している。ランカシャ地区の炭坑夫の賃金は四九年には下向線をとおり、五九年までに回復して、三九年と同水準になっている。次に失業者数の割合をみると G・H・ウッド Wood の学説によれば、六〇年には一・六%、六一年には四・二八%、六二年には七・八一%、六三年には五・七四%、六八年には八・五一%になっている^⑥。次に一八六〇年代の経済事情を概観すると、六〇年代の

初期は全般に繁栄を続け、特に農業は五四年より六五年にかけて繁栄を続けていることがわかる。六〇年だけは例外的に不況であるが、自由貿易により穀物が輸入され、主食はたいして騰貴していないので、労働階級には余り圧迫は感ぜられていない。^⑧ 商工業は全般的に繁栄を続け、収入も満足すべき状態にあったと言える。次に六〇年代の中期に当る六五年の経済事情も、同様に繁栄状態にあったことがエノノミスト誌により立証される。^⑨

各種工業は活気を示し、特に米国の南北戦争終了後、貿易は振興して労働者の賃金も上昇し、農産物の収穫も平年作となり、^⑩ 農、工、商全般からみて国力は発展の途上にあることがわかる。しかし注意すべきことは国全体としては繁栄しているが、富裕階級のみがばく大な富を所有し、一方貧民階級は極めて困窮状態に追い込まれ、両者の対称が極めて大きいことがわかる。ただ例外としては、南北戦争中、原料不足のため綿工業が操業中止の状態となり、一八六二年の末には綿工業地帯における一週間の損失賃金の総額は一六八、〇〇〇ポンドに及び、^⑪ 一八六二年一二月には一週間にランカンヤ Lancashire 及びチェeshire

両県において救貧同盟の救済金を受けた者は二八四、四一八人に及び、更に一八六三年一月の一週間に二六六、四五〇人となり、同年九月の一週間に一五五、一六三人に達している。^⑫ しかし政府は救済策として工場経営者に安い利息で国債を貸付け、失業者に各種の職業を与え、救済資金と寄付金によって失業者を救い、一方労働者も不況を政府のみの責任と考えず、自力による解決策を考えたので、経済事情は急速度に回復に向っている。一八六五年に全国的に悪質の家畜病が流行して、牛肉及び羊肉の価格が二〇%ないし二五%上昇したが、^⑬ 経済的に大きな影響は与えていない。

次に一八六〇年代前半期の賃金事情を検討すると、五年における貨幣賃金を一〇〇とみると六〇年には一一四、六二年には一一六、六三年には一一七、六四年には一二四、六五年には一二六となり、^⑭ 一方平均小売価格は六〇年を一・一とするると六一年には一一四、六四年には一〇六、六五年には一〇七となっている。ゆえに労働者の実際賃金は六〇年には九九、六一年には九七、六二年には一〇〇、六三年には一〇四、六四年及び六五年には一一〇となってい

る。

第二節 一八六六年及び一八六七年における社会経済事情

一八六六年及び一八六七年の経済事情を一八六〇年代の前半期と比較すると農産物は不作であり、物価は騰貴し、労働の需要は少く、貧民階級は相当困窮状態にあることがわかる。六七年の農産物の収穫も平均以下であるため多量の穀物を輸入することとなり、小麦の価格は騰貴し、六三年における小麦一クオータの価格を四四シリング九ペンスとすると、六四年は四〇シリング二ペンス、六五年には四一シリング一〇ペンス、六六年の始めには四九シリング一ペンスとなり、一二月末には六〇シリングに暴騰し、六七年五月には六五シリング三ペンスとなり、六六年七月以後の価格は六三年より六五年に到る三ヶ年間の平均価格の六〇%ないし八〇%の高値となっている。エコノミスト紙によれば、「一八六六年と一八六七年の不況の事情はこの主食の騰貴によって明らかに立証される」と言っている。一八六六年二月には株式取引所の整理が行われ、五月には英蘭銀行の利率が九%騰貴し、続いて世界的に有名なオーヴァヘンド・ガーニイ Overend Gurney 有限会社が倒産し、

大混乱が起っている^⑬。政府は銀行法の一時中止を必要と考え、英蘭銀行は一八四四年の法律に従い一定額以上の銀行券の発行を停止し、恐慌の余波は数ヶ月間続き、数個の銀行が倒産している^⑭。英蘭銀行は約一〇%の利率の割引を行い、その後徐々に割引を減少して四%まで下げたが、鉄道その他の投資株の値は上昇していない。特に銀行法の停止により対外信用が失墜し^⑮、英国の金融事情は容易に健全な状態に回復していない。

同年八月一〇日の停会式において女王は英国の貨幣経済の不安定を強調しており、タイムズ紙も一〇月中は楽観論を主張しているが、一月の後半には経済事情の悪化を訴えている^⑯。パーミングガムの金属工業、ヨークシャの織物業、スコットランドの亜麻製造業、西部の鉱業等全般的に不況状態に陥り、銀行は投資を渋り、株券は手持品のみ蓄積され、貿易及び投資は停頓している。経済事情は一八六七年と同じ傾向が続ぎ、アニュアルレジスタ Annual Register は「商業及び金融事情は悪化し、貧困家族は数千人に及んでいると述べている^⑰。貿易事情をみると、一八六六年の後期より六七年の初期にかけて取引量は増加の傾向を示した

が、増加率は前年度より少くなり、六七年に入って事情は好転していない。エコノミストの統計によると、六六年の上半期の綿工業は原料の高値と需要の減少のために不振に陥り、一八六七年に入って短時間操業制をとって需給の調節をはかっており、貿易は輸出入共に不振状態にあることがわかる。

綿工業に次いで鉄工業も不況になやみ、六六年には需要の減少のために価格が下落し、生産が停頓し、国内需要の不安定、経済恐慌、鉄道会社その他の重要会社の没落により、経済事情は全般的に悪化し、更に六七年に入って鉄鉱貿易が不況に陥り、前半期には諸物価も下向を辿っている。六六年リンネル貿易は最悪の状態に陥り、更に六七年に入って不況が連続している。六七年中、化学製品、羊毛製品等の貿易も停頓状態にある。その他経済事情の悪条件としては家畜病が流行して農村は打撃をうけ、その損失は約三、五〇〇、〇〇〇ポンドと推定される。更に普墮戦争のため欧州の経済事情が混乱し、アイルランドにフェニアン Fenians の活動が活発化したため、人身保護律が中止になっている。六六年七月ロンドンタイムス紙掲載の、ランカ

シヤにおける労働者の生活事情に関する資料によれば

「七人の警察官が共同生活をして週末毎に各自の生活費を支払うこととし、消費物と各品目の価格につき正確に記録をつけ、各週毎にその比較表を作成した結果、一八六三年七月の第七週は七シリング八ペンス、一八六四年七月の第一週は七シリング一一ペンス、一八六三年七月の第一週は八シリング五ペンス、一八六六年の七月の第一週は九シリング五ペンスとなっている。労働賃金は五パーセントから一〇パーセント上昇しているが諸物価が平行して騰貴しているので、一八六六年七月の労働者の生活は一八六三年に比して楽ではない」

と述べている。一八八九年の議会の議事録によれば、家具師の生活費は六五年には週に一ポンド四シリング六ペンスであり、六六年には一ポンド七シリングとなり、六七年には一ポンド一シリングとなっている。これは主食を始め牛肉、ビールの価格が騰貴したためである。六五年には四ポンドのパンの価格は五・五ペンスであり、六六年には六ペンスとなり、六七年には八ペンスとなっている。

T・B・ブラッセイ Bracey は各種の品物の小売価格を次の表によって示している。

	1864年			1865年			1866年			1867年		
	ポンド	シリング	ペンス									
1袋入の麦粒	1	8	0	1	10	0	1	14	6	2	0	6
1ポンドのチーズ	0	0	8	0	0	8½	0	0	10	2	0	6
1ポンドのパタ	0	1	4	0	1	5	0	1	6	0	1	3½
1ポンドのベイコン	0	0	8	0	0	9	0	0	9	0	0	8
1ポンドの茶	0	3	8	0	3	8	0	3	8	0	3	6
1ポンドのコーヒ	0	1	4	0	1	4	0	1	4	0	1	4
1ポンドの砂糖	0	0	5	0	0	5	0	0	5	0	0	4½
1ポンドのろうそく	0	0	6¼	0	0	6	0	0	6½	0	0	6½
1ポンドの石鹼	0	0	4½	0	0	4½	0	0	4½	0	0	4½
1ポンドの牛肉	0	0	7½	0	0	8¼	0	0	8	0	0	7½
1ポンドの羊肉	0	0	8	0	0	8	0	0	8½	0	0	7½
1ポンドのパン	0	0	1½	0	0	1¼	0	0	1¾	0	0	2

以上の表により物価は一八六四年以後追年上昇していることがわかる。

次に賃金事情をみると、ポーレンィ A. L. Bowley と W. G. H. Wood が統計協会の定期雑誌 *Journal of the Statistical Society* の中に発表している統計によると、一八六六年の賃金事情は六五年及び六七年に比較すれば若干良好である。しかし六六年の一期間は賃金事情は好転しているが、六七年には悪化している。一八八六年の労働賃金を一〇〇とすると六五年、六六年、六七年の賃金は各々八七、八八、八七となる。鋳型工の賃金は各々一五二、一五八、一五五となり、鋳物工の賃金は一六六、一六六、一六六となり、機械工は一八、一二二、一二二、造船工は一七三、一七八、一六二となる。この三ヶ年の綿工業の平均賃金は週給各々一四四ペンス、一五七ペンス、一五八ペンスとなり、大工と建具師の賃金は各々二四シリング、二六シリング、二六シリングとなる。スコッチ酒の醸造業者の日当は各々四シリング一ペンス、四シリング六ペンス、四シリング¾ペンスとなる。ロンドンにおける植字工の週給は各々三三シリング、三六シリング、三六シリングとなる。

「労働者が主食のみによる場合は六六年及び六七年度の賃金事情は一層悪くなる。

フォートナイトリ・レビュー Fortnightly Review によれば

「一八六六年に入つて見通しは明るく、大衆は比較的満足な状態にあり、賃金は上昇し、労資の關係はよく、国全体からみて不況の状態は見られないので、改革運動も下火である」^④

と述べている。タイムスによれば「賃金は上昇し、ロンドンの大工や建具師は正規の賃金に加えるに一時半價ペンイから八ペンスの割増金を獲得し、^⑤北部及び東部ランカシャーでは高級の熟練工から洗濯婦に到るまで賃金の増額を要求し、ある程度の目的を達している。^⑥プレストンでは織物工の賃金は一〇%増額され、紡績工から番人に到るまで報償金が与えられ、印刷工は毎週二シリングから五シリングに到る割増金を受取り、その他靴製造工、石材工、石板工等もストライキにより賃金の増額を獲得し、全般からみて労働者は満足すべき状態にあるので、改革運動を行う気力はないと述べている。しかし一八六六年上半期の上昇傾向に比して下半期は下降の方向をとっている。

エコノミストによると「大きな貿易において賃金は一〇パーセントから二〇パーセント減少し、鉄貿易においては最も顕著な減少を示している」と発表している。^⑦北部及び中部地区における鉄工場の労働者は七月から一月にかけてストライキに入り、労働者側の敗北に終っている。資本家側が弱腰である時代には賃金は上昇するが、形勢が逆転して労働者側が弱腰となり、建設業界においても労働に對する需要は減少し、失業者が増加している。一八六七年一月までに北部及び東部ランカシャーの工場操業者は賃金の下落に抗議し、資本家及び商人による利潤の減少を要求し、短期操業により賃金低下の防止を要求しているが、労働者側の屈服に終っている。^⑧

次に一八六六年、六七年における労働者の失業状態をみると、ウッド・Wood が統計協会会報 Journal of the Royal Statistical Society の中に発表した論文によると、六〇年以後の労働者の失業事情について次のごとく説明をしている。

一八六六年の就業事情は一八六六年程よくはなく、一八六七年は一八六六年よりも更に悪い」

と言っている。³⁹

中央記録所長の報告書 Registrar-General's Report に

よれば

「一八六六年の三月から六月にかけて救済資金をうけている貧民は一八六五年に比して減少はしているが、一二月に入ってから増加し、一八六七年の一月には一八六六年の一月に比して失業者は増加している」

と述べている。タイムズ紙は就業事情が更に悪化している事情を次の如く述べている。

ロンドンの海岸地帯では日雇労働者の群集がわづかばかりの仕事をつつけ、金とパンを求めて押しかけている。これ等の労働者は比較的よい衣類をつつけ、以前は相当な賃金を得ていたものであるが、今は心身共に落ちぶれ、日当を求めている」

と述べている。⁴⁰ 救済官のジェフリーズ Jeffries はロンドン南部地区の労働者の経済事情を次のごとく述べている。

「救済資金を受ける者は週に八、三一九人に達し、前年度の週五、四五三人に比較すれば増加している。労働者は極めて粗悪な部屋に居住し、充分の衣類もなく、家族は餓死線上にある。商業の不況と極寒のため労働者は窮状に追い込まれている」

と述べている。バスナル・グリーン Bethnal Green 地区の牧師の記録によると

「労働者は恐慌、悪疫、極寒に苦しみ、地方税は一年八シリングに上り、救貧室は人で溢れている」

と述べている。ロンドンの波止場労働者協会の事務長の記録によると

「波止場従業員のうち約二〇、〇〇〇人が失業し、二ヶ月間収益は皆無となり、この中の一五、〇〇〇人は衣類道具を売払って生活をしている」⁴¹

と述べている。一八六七年一月の救貧局の報告書によると、ロンドン市以外においても多くの労働者は困窮状態に陥り、北部中央地区 North-midland では一八六六年の一月に比較して失業者は二・七％増加し、南西地区では四・四％多く、ウェールズでは四・六％多く、ヨークシャーでは五・三％多く、南部中央地区 South-midland では一一・四％多く、南東部では一二・六％多く、北西部では二七・四％多く、ロンドンでは七二・六％多くなっている。⁴² 以上よりみて第二次選挙法改革の大衆運動の行われていた時期は物価、賃金、失業の三つの条件よりみて労働階級の経済事情は増

々悪化していることがわかる。エコノミストの論説によれば

「一八六六年の経済事情は一八六七年、一八六八年に入つて悪化の一途を辿っている。一八六七年は経済の引き締めと再調整によつて物価と賃金の上昇を抑制した年である」⁴³⁾

と述べている。経済雑誌の一般論調をみると、

「一八六六、一八六七年は暗黒試練の年である」

と述べている。一八六七年は綿工業、製鉄業等ほとんど総ての生産面において不況であることがわかる。⁴⁴⁾

ロバート・ギッフエン Robert Giffen は雑誌ファイナンス Finance の中の論説において「一八六七年ほど貿易が不況であった年はない」⁴⁵⁾と言っている。ウエストミンスター・レビュー Westminster Review によれば

「商業上の恐慌に続いて貿易、産業が攪乱され、貧民と犯罪が増加している。一八六六年を通じて経済不況は全社会に感ぜられたが、特に労働階級に深刻であった。貧民階級は増加し、救貧税及び各種慈善事業の負担金は前例のない程過重になった」⁴⁶⁾

と述べている。労働者及び貧民階級が経済上の不況に刺激

されて参政権を要求するに到つた理由をスペクティタ Spectator 誌は次のごとく説明している。

「下院は選挙法の改革を一年延長したため、かえつて大衆運動のさかんな時期にこの問題を解決せねばならなくなつたのである。各方面からの報告書によれば、経済事情は悪く、特に鉄貿易は極めて不況の状態にあり、最も優秀な組織をもつ南部の鉄工業組合も一〇%の減少を認め、主食の価格は騰貴し、労働賃金と物価の上昇は均衡がとれていない。農業労働者は都市に集中し、都市への人口移動は甚しく、定職をもたない労働者の数が増加している。経済恐慌の悪影響が最下級の労働階級に最も激しくひびいている。投資家は安全な事業以外には着手せず、労働者の中でも高級の熟練工は比較的打撃が少いが貯蓄の少い最下級の未熟練工のみが最大の影響をうけている。その他河川の通行禁止、造船所の争議、食料一揆等が各地に拡まり、大衆の生命が危機に瀕している。多くの造船工が失業して救貧院は満員となり、各町村の負担税額は過重となり、造船工と取引する各種商人は収入がなくなり、食料事情が悪くなつて多数の餓死者が出た」⁴⁷⁾

と述べている。労働組合の正式機関であるビーハイヴ Beehive は次のごとく論じている。

「英国現在の惨状は資本家と中産階級の悪政によるものである。資本家が労働者を犠牲にして利益を独占していることが明らかにみに出されるであらう」^④

と述べている。当時の各種の新聞雑誌の一般見解としては、「商工業の不況の原因は議会の経済政策の失敗によるものであり、貧民数の増加は政府の各種投機事業の失敗の余波であり、経済恐慌の勃発は富裕階級の利益のみを目的とする銀行法に起因するものであり、その都度労働者は失職し、窮状に追い込まれている」

とみなしている。^⑤

以上よりみて一八六六年より六七七年にかけて大衆による代議制度の改革運動の根底には経済上の不況と、深刻な困窮状態に対する労働者の不満のあったことがわかる。

第三章 労働大衆運動と第二次選挙法

改革の関連

次に経済上よりみて第二次選挙法改革を促進した大きな原因としては、労働組合を中心とする政治活動が活発化したことである。一八五六年建設業界の不況と失業に端を發

して、五七年全国失業者同盟 National Association of the Unemployed Operatives^⑥ が設立され、救貧制度の改革、失業対策として週六日労働制を要求している。その後工場地区の経済事情の悪化、経済恐慌の全国的波及^⑦、被救済民の増加^⑧、賃金の低下と共に組合活動は活発化し、五九年より六〇年にかけて一日九時間労働制の要求と共に、労働組合運動は新段階に入り、六七年の第二次選挙法改革時に到るまで最大の活動力を發揮している。労働組合による政治活動が特に活発化した理由としては、各労働組合が各種の法律によって強い束縛をうけていたため、それに対する反抗心が高まったためとみられる。^⑨

一八六〇年代に入って建設業界の労働組合活動より始まってロンドン貿易協会 London Trades Council が設立され、議会内外における労働階級の利益の監視と、労働組合による政治活動の指導に当り、特に労働者の解放を主要目標としている。一八六〇年に入ってロンドンの男子普選主義者は労働組合の政治活動に参加している。六一年中は建設業界の労働組合が政治活動の中心となっている。六一年出版された廻覧雑誌トレードサーキュラ Trade Circular

によれば

「ストライキによる賃金闘争は単なる表面的な救済策に過ぎない。根本的救済策は約五〇〇個に及ぶ全労働組合の団結による政権獲得である」^④

と述べている。一八六一年ロンドン貿易協会 London Trade Council 及びグラスゴー貿易協会 Glasgow Trade Council も同様の政策をとり、男子普選を最終目標としている。^⑤一八六二年に入って労働組合の指導者達は連絡を保ち、労働組合会議 Trade Union Congress を結成し、^⑥その機関紙ビーハイヴ Beehive は次のごとく述べている。

「われわれが選挙権の拡張を求めるのは単なる抽象理論や政党的のためではなく、労働大衆の賃金の上昇と生活条件の改善のためである」^⑦

と述べている。

一八六二年男子普選と秘密投票制実現同盟 Manhood Suffrage and Vote by Ballot Association が結成され、労働階級の窮状の根本原因は上流及び中流階級による政権の独占にあるとみなし、その根本救済策は組合の政治活動により、男子普選を目標とする選挙権の獲得にあると考え、

労働組合の協力を必要視している。^⑧

しかし全般的にみて一八六〇年より六五年に到る間は選挙法の改革に関する労働大衆運動は余り顕著とは言えない。一八六〇年の選挙法改革法案の流産後、新法案が出ていないのは、国民の要求のない証拠とみてよいのである。一八六一年、六三年の両度にわたるラッセルの演説をみても、選挙法の改革には強く反対していることがわかる。^⑨一八六四年パーマストン Palmerston は「現在大衆に代議制度改革の希望のないことは明らかである」と言っている。改革運動に関する請願書を見ると、一八六〇年にはなく、六一年には一四通、六二年には二通、六三年には皆無となっている。^⑩第一次選挙法改革後、中産階級が政治経済上の実権を握り、一方労働階級は政権から除外されたが、全般的にみれば繁栄しているので、激しい改革運動の起る兆はなく、自由党のパーマストンも保守党のダービー Derby も共に現状維持に満足していたことがわかる。ラッセルは当時の改革に対する世論につき次のごとく説明している。

「われわれの政策は新しい道を造るよりは現状に満足し、感謝することである」^⑪

と言っている。ただし一部の新聞雑誌は

「労働者中の一部知識階級が選挙権の拡張を希望している」^⑧と警告している。一八六五年以後形勢は一変して各政党は選挙権拡張問題を取りあげ、男子普選と議席の再分配を論じている。^⑨改革論者は改革同盟を組織し、有力者、下院議員、労働階級の指導者連が集まり、^⑩圧力団体としての活動方針を討議し、運動資金の準備をしている。^⑪全国労働団体の代表者会議を開き、更に各支部会を開催し、首都圏内のバラに支部の委員を任命し、総選挙の際には選挙権拡張運動に賛成する候補者を支持し、男子普選、世帯主選挙権の何れの改革案をも支持することを申合せている。一八六五年五月労働者改革同盟はマンチェスターで代表者会議を開き、現存の代議制度は労働階級に対して不公平であることを指摘し、総選挙に際しては改革賛成論者のみを支持することを表明している。^⑫一八六三年一月から二月にかけて全国に改革論者の会合を開催して男子普選を要求し、トム・ヒューズ Tom Hughes は改革主義者を代弁して男子普選を主張している。^⑬一八六六年春ブライト等の改革論者の提唱の下に各種の会合が開かれ、^⑭政府の改革案を支持す

ることを決議し、選挙資格を大幅に低下させることを要求している。一八六五年夏から一八六六年の夏に到る間の大衆の改革運動を概観すると六五年の秋より上昇線を取り、六九年一月、二月の間は同じ傾向を示し、三月初旬多少下降し、三月中旬以後四月初旬にかけて上昇し、その後七月初旬まで下降線を辿っているが、この間の外部からの改革運動は議会に圧力をかける程の力はなかったとみるべきである。^⑮その理由は大衆運動が永続しなかったこと、外部からの要求が政府案よりも広範囲な選挙資格の低下を要求していたこと、保守党は大衆の改革運動が労働者の自発的のものではなくホイッグ党の煽動によるものと考えて容易に賛意を表わさず、^⑯多数の新議員のうちには選挙法が改革される場合、自己の地位が不利になることを恐れて、改革案の通過に容易に賛成しなかったことがあげられる。更に多数の議員が改革案に反対した理由は、労働階級が参政権を希望しているのは、単に労働階級と資本家の利害が一致していないと言う理由だけではなく、労働階級が英国の政治全般にわたり根本的改革を企図していると考えたためである。しかし一八六〇年代に入って英国の社会経済事情は

大きく変化したと言える。

経済上よりみて英国は一八六〇年代には繁栄の道を辿っているが、多数の貧民階級は困窮の状態にあることがわかる。当時のフォートナイトリ・レビュー Fortnightly Review ①

「デヴォンシャー Devonshire、ハートフォードシャー Hertfordshire、ウースター Worcester、ノッチンガムシャー Nottinghamshire の労働者は衣食住に困窮し、都市、農村共に恐るべき窮状に追い込まれ、特に炭坑における労働者や未成年者の窮状は目を蔽うものがある」②

と述べている。オジャ Odger は

「労働者が選挙権をもてば現在の階級立法を一掃し、労働者の子弟を炭坑や工場に送るのをやめて、学校に送るのである」③

と述べている。ビーズレイ Beesly 教授は

「労働者が週給二〇シリングのうち、四シリングの納税を強制されるのは過重である。教育予算は陸海軍の予算に比して少く、労働者は虐待されているが、一方地主は利益を独占している」④

と述べている。

しかし中産階級及び熟練工は比較的恵まれ、未熟練労働者の待遇も逐次改良され、社会全般的にみて繁栄の状態にあったので、社会改革の大衆運動は激烈にはならなかったのである。しかし一八六六年自由党政府がローの率いる頑固な反対派のために敗れて総辞職したため、かえって大衆の同情をうけ、大衆運動は全国的に拡大している。⑤

一八六六年七月約七、〇〇〇人の大衆がトラファルガル広場とバーミンガムで会合を開き、トリー党及びアダラマイト (Adullanties... 頑固な反対派) に対抗する決議文を作成し、グラッドストンを支持する声明を発している。ハイド・パーク事件は大衆運動史上二期限を画するもので、政府側は労働者の集会を不法行為とみなし、一方改革論者は労働階級の合法集会に対する政府の弾圧とみなしている。大衆は実力行使で侵入し、政府は鎮圧に失敗したため会合を許可する結果となり、大衆の勝利に終っている。ハイド・パーク事件は改革運動に大きな影響を与え、改革同盟は引続いて大規模な会合を計画し、更に労働組合と同盟を結んでいる。⑥ 一八六六年の秋、改革論者の示威活動は各地にさ

かんになり、八月二七日数千人の群集がバーミンガムに会合し、男子普選と秘密投票制を決議し、グラッドストン、ブライト、ミル、ビールズに感謝決議文を出している。更に九月に入って各種会合が催され、次の事項を決議している。(1)政党が特権階級の利益目的に利用されることを排除し、全組織と活動力をあげて男子普選と秘密投票制の実現を期す。(2)改革同盟の北方支部を設立し、北部地区の下部組織を統轄する執行機関とする。ロンドンの本部執行部及び中央執行委員のビールズ Beales を支持する。(3)グラッドストン、ブライト、ジョン・スチュアート・ミル John Stuart Mill) 及びその他の改革同盟の盟友に感謝の意を表わし、合せて次の総選挙にブライトの出馬を懇請することを決めている。一〇月リーズ市において約二〇万人に及ぶ大規模な労働者の会合が開かれ、男子普選と秘密投票制の実現に積極的に協力することを決議している。一〇月一六日グラスゴーで第一次選挙法改革後最大の会合が開かれ、ブライトは代議制度改革の必要を次のごとく述べている。

「英国には両極端に属する二つの階級が存在し一つは無頼の富を誇るものであり一つは極端な貧困に苦しむものである。特

権階級は国民のために政治を行うと言いながら税金と国債は増加し、国民は重い負担に喘いでいる。現存の代議制度は一部を代表して全部を代表するものでない。地主は小作に干渉し、買収と腐敗がさかんである。統治階級は権力と富を享樂しているが、大衆は恐るべき窮状に陥り、英国の将来に重大な危機をもたらす恐れがある。統治階級が改革を行わなければ労働階級は全国民の力を結集して改革を実現せねばならない」⁽⁴⁾

と言っている。一二月ロンドンの会合に約二三、〇〇〇人の労働組合員が出席し、労働階級の参政権と社会経済上の福利を要求している。ビールズ Beales は大衆の改革運動が増々強烈になっていく点を強調して、男子普選の必要を提唱し、グリーンング Greening は富裕階級には大衆の幸福を考慮する意向のない点を指摘し、ディックソン Dickson はフランス、イタリ、及びドイツ等においては労働者に選挙権を与えている点を挙げ、

「英国議会の現存機構を改革しない以上は、下院議員は貴族の指名する弁護士、銀行家、会社の支配人等によって独占され労働者の代表は除外されること」⁽⁵⁾を強調している。

これ等の会合をみて重視すべき点は、労働組合員が政府の弾圧や工場主の恐喝に屈せず、公然と政治活動に参加し、各種の労働者の盟友団体と結束して大きな政治力を持つに至ったことである。^④

一八六六年一二月労働組合の行った決議の内容は、

「下院がグラッドストンの改革案を否決して、ロバートロー(改革反対論者)を支持したことに對して抗議を行い、選挙法を労働者に有利に改革するために大衆運動を展開し、改革同盟の主義を支持し、示威運動に参加する意向を示し、同時に大衆活動に参加しても政治運動の道具となることを避け、専ら代議制度の改革を目的とすること」

を明らかにしている。^⑤

一八六六年の示威運動は次の四点に総括出来る。

- (1) ハイド・パーク事件以外の大衆運動は秩序正しく行われ、悪質なものはない。
- (2) 大群集が集会に参加している。
- (3) 主要弁士は政府の政策の欠点を非難し、救済策を示している。
- (4) 労働組合、政治改革同盟、及びブライト派の急進派が

会合し、貴族及び中産階級に對して一大脅威を形成している。

一八六七年初期における新聞雑誌の世論をみると、スペクテイタ Spectator 紙は次の見解をとっている。

「大衆は一八六六年の夏には労働者の参政権問題につき明確な見通しがつかなかつたが、一八六七年の二月には政府の無能力を認めている。政府は労働階級の要求が熾烈になるにつれて、外部の圧力に脅威を感ずるに到った」

と述べている。

マックミラン Macmillan 紙は次の見解をとっている。

「改革要求は最初考えられた以上に根強いものであり、単なる煽動家や盲信者による運動ではなく、又樂觀主義者によって鎮圧出来る程度のなまやさしいものではない」^⑥

と述べている。

クォーターリ・レビュー Quarterly Review は

「大衆運動は一部煽動者の計画によるものと考えていたが、後には異つた見解をもつに到つた」^⑦

と述べており、フォートナイトリ・レビュー Fortnightly

Review は

「労働階級が改革に熱意のあることは断じて否定出来ない」^⑩と述べている。以上の論説より判断して、代議制度の改革は、一八六七年に入ってから大衆世論の赴くところ不可避になったことがわかる。しかもホイッグ党、政治改革同盟、及び労働組合が合流して大きな実力を形成し、議會を屈服させる力をもち、中産階級に一大脅威を与えるに到ったことがわかるのである。五月に入ってからブラックウッド Blackwood 紙は改革に関する世論を次の如く発表している。

「ダービー Derby 首相は大衆が議會改革に堅い決意を固めていることを認めねばならない。改革同盟が結成され、改革同盟と労働組合の合流により全国民が議會の改革を要求していることは既定の事実であり、ただ改革の範囲が問題である」^⑪と述べている。

ウエストミンスター・レビュー Westminster Review は改革の必要を次のごとく述べている。

ダービー内閣の出現と共に改革主義者の責任は一層明瞭になり、大衆の心理は無関心より一変して強烈な熱意をもつに至っている。全国を震撼させる大衆の叫は過去一〇年にわたる統治階級の悪政に対する当然の報酬であるから、現内閣は改革案

を提出しない場合は辞職すべきである」^⑫と言っている。議會の開会に当ってタイムスも社説を発表し、改革の近づいたことを認め、次のごとく述べている。

「地主階級と富裕階級は共に議會の改革を好まないし、中産階級も関心はもっていない。労働階級のみが資本家に対抗して改革を希望している。しかし事態は論争の時期でなく闘争の時期である。政府は労働組合の脅威と対決せねばならない時期にある」^⑬

と述べている。以上の論説よりみて一八六七年に入ってから大衆世論は政府に対し改革問題をとりにあげること強く要求するに到ったので、保守内閣はこの問題をとりにあげるか、辞職するか窮地に追い込まれ、改革同盟の与えた影響が極めて大きかったことが注目される。

労働階級の改革論者は改革の内容よりみて急進派と穏健派の二派に分けることが出来る。穏健派の考え方はグラッドストンの改革案に似たもので、^⑭労働階級は理想として男子普選を要求するが、必ずしもそれに固執するものではなく、下宿人選挙権 lodger-franchise と労働階級の代表が認められるならば、世帯主選挙権 household-suffrage を認

めてもよいと考え、改革案の内容が過重になることを省くために、秘密投票制は見送ってもよいという見解をとっている。これに対してルークラフト Lutcraft その他の急進派は労働階級がホイッグ党と同調して中途半端な改革に賛成する時は、第一次改革時と同様、労働階級は改革の道具に使われ、最後は政府案に譲歩せねばならないと考え、この場合はホイッグ党を見捨てて、保守党に頼って大規模な改革を実現すべきであると言う見解をとっている。^⑩

グラッドストンの改革案は男子普選よりもむしろ都市における五ポンド占有選挙権を採用せんとするもので、男子普選に比較して新有権者は半数に減少することになる。ゆえに改革同盟は自由党が中途半端な改革案に満足する場合には、大衆活動を続行して政府並びに下院と戦う態勢を固めている。^⑪ 労働階級は三月一八日に始めて示された保守内閣の改革案は世帯主選挙権を骨子とするものである。不満として、トラファルガル広場で会合を開き、政府案は大衆に対する侮辱であるから、第二読会において否決すべきであると主張し、特に納税条項と居住条項に強く反対している。

三月二二日労働者改革同盟はパーミンガムの大会において納税条件と二重投票制を廃止しなければ男子普選は無意義になることを宣言している。四月一六日ロンドンの労働者組合は納税条件と居住条件の廃止を政府に要求し、更に下宿人選挙権と秘密投票制を要求し、政府の承諾の得られない時は断固大衆運動を続行することを宣言している。^⑫

四月二二日パーミンガムの大会において労働者協会は法と秩序は尊重するが、政府と下院が改革を妨害し約束を裏切る時には、労働者は暴力革命の行爲に出ることを示唆している。^⑬ 一八六七年五月六日ハイド・パーク大会においてオドノー O'Donoghue は次の決議文を提案している。

「この会合において男子普選と秘密投票制を改革案の最重要原則と考え、二年間の居住条件と納税条件を廃止して、県と都市に画一的な世帯主選挙権を要求し、同時に下宿人に選挙資格を認めることを要求するものである。若しこの要求が認められない時は改革案を拒否する」^⑭

と主張している。^⑮ 五月一七日保守党政府は原案を修正して談合世帯主を廃止することをきめ、完全な世帯主選挙権を認めている。改

革同盟は初期の理想を実現することは出来なかったが、改革に重要な役割を演じた点で、真の草案者は労働者の改革同盟であると言えるのである。ゴールドウィン・スミス Goldwin Smith は

「大衆運動は改革同盟と労働組合の緊密な提携の下に秩序正しく平和裡に行われたため、政府は最初の小規模な改革案を捨てて、純然たる世帯主選挙権に踏み切ったのである。労働者が多数を占める下宿人に選挙権が与えられたことは、政府案の原則を破ったものである」と言っている。

第四章 結 論

一八六七年のディズレーリの提案した第二次改革法案が成功をおさめたのは、極めて機をみることに英敏なディズレーリが、労働階級のうちの急進派の要望と、大衆の熱烈な改革要求を察知して、過去の保守党の伝統を破って、最も革新的な改革案を示したためであって、これによってディズレーリは労働階級を味方に入れ、保守党の勢力を拡大することが出来たのである。労働階級も中途半端なホ

イック党よりは急進的なディズレーリと同盟して、一挙に労働階級の目的を果さんとしたのである。ゆえに第二次選挙法改革の成功の原因は、ディズレーリの利害関係と労働階級の利害関係の一致したところにあると言えるのである。第二次選挙法改革後労働階級は保守党に接近し、保守党も労働者を盟友と考え、中産階級と貴族階級の寡頭政治に対抗している。

労働階級が選挙法の改革を実現せんとしたことも、保守党に接近せんとしたことも、総て労働者の社会、経済上の地位の向上を図らんとする手段に過ぎないのであって、政権を獲得すれば、過去における社会、経済上の悪弊を一掃し、上流階級の悪政に終止符を打つことが出来ると考えたのである。労働階級はその経済上の困窮は、統治階級の利己的な経済政策によるものと考え、労働階級は統治階級のもたらした経済恐慌によって苦しみ、統治階級の悪法によって弾圧され、都市や農村における労働者の生活は貧困を極め、子弟の教育は省みられず、救済資金を受ける者が充満し、惨な状態に追い込まれているのであるから、この悪弊を一掃して労働者を救済する道は、議会の改革による

「The London Times, Dec. 31, 1859. Park, J. H. The English Reform Bill of 1867, p. 24. (1920)

- ① The London Times, Dec. 31, 1859. Park, J. H. The English Reform Bill of 1867, p. 24. (1920)
- ② Sir Spencer Walpole, The History of Twenty-five Years, vol. i, p. 65. (1908)
- ③ Edinburgh Review, vol. cxxiii, p. 283. (1848) Park, J. H. The English Reform Bill of 1867, p. 25. (1920)
- ④ D. Chadwick, On the rate of Wages in Two Hundred Trades from 1839 to 1859, p. 112. (1860)
- ⑤ F. E. Gillespie, Labour and Politics in England, 1850-1867, p.p. 197-198. (1927)
- ⑥ Ditto, p. 198.
- ⑦ G. H. Wood, Some Statistics of Working Class Progress since 1860, p. 181. (1900)
- ⑧ Annual Register, vol. ciii p. (1861)
- ⑨ 雑誌「経済」 規程「英國工部」 卷第「労働物産」の「The Economist, March 10, 1866.
- ⑩ Annual Register, new series, p. 160. (1865)
- ⑪ Annual Register, new series, p. 140. (1863)
- ⑫ Accounts and Papers, p. 112. (1863)
- ⑬ Annual Register, p. 161. (1866)
- ⑭ Journal of the Royal Statistical Society, 1909, "Real Wages and the standard of Comfort since 1850."
- ⑮ Annual Register, p. 186. (1866)
- ⑯ The Economist, March 9, 1867, supplement, "Commercial History and Review of 1866," p. 1.
- ⑰ The Economist, March 14, 1868, supplement, "Commercial History and Review of 1867," p. 2.
- ⑱ The Times, January 5, editorial. (1866)
- ⑲ Annual Register, p. 184. (1866)
- ⑳ The Economist, March 9, supplement, p. 5. (1867)
- ㉑ The Times, November 28, editorial. (1866)
- ㉒ Annual Register, p. 202. (1867)
- ㉓ Account and Papers, p. 607, p. 629. (1867)
- ㉔ Annual Register, p. 182. (1866)
- ㉕ トリントン労働者同盟の「労働物産」 英國の「労働物産」の「The Times, July 10, 1866.
- ㉖ Accounts and Papers, 1889, Ixxiv.
- ㉗ Thomas B. Brassey, On Work and Wages, p. 164, p. 165. (1872)
- ㉘ Journal of the Royal Statistical Society, vol. Ixxiii (1910), p.p. 626-627, vol. Ixix p.p. 174-176. (1906)
- ㉙ Journal of the Royal Statistical Society, vol. Ixxiii p. 599. (1910)
- ㉚ The Accounts and Papers, (1890-1891) xcii, p. 504.
- ㉛ A. L. Bowley, Wages in the United Kingdom in the 19th Century, p. 105. (1900)
- ㉜ Webb, Sidney and Beatrice, Industrial Democracy, appendix iii. (1902)
- ㉝ Fortnightly Review, vol. iv, p. 756. (1867)
- ㉞ Times, April 19. (1866)
- ㉟ Times, June 22. (1866)

- ⑤ 九月二二日のタイムズにちよと労働者は一〇パーセントの賃下げを拒否したため、工場が閉鎖せられた。Times, January, 1866.
- ⑥ Times, January 9, January 15, January 17, (1867)
- ⑦ Wood, Journal of the Royal Statistical Society, vol. Ixii, (1899) and vol. Ixiii (1900).
- ⑧ The Times, January 12, 1867.
- ⑨ The Times, January 22, 1867.
- ⑩ The Times, February 7, 1867.
- ⑪ The Economist, March 14, 1868, supplement, "Commercial History and Review of 1867," p. 1.
- ⑫ 一八六七年三月九日のエコノミストによると一八六六年の経済事情は縮取引を始め、終りの取引からみて不況であり、特にリンネルその他の紡績は最悪の取引からみて不況であり、特にリンネルのみで、貨幣恐慌、悪疫、不作、罷業のために順調な操業が阻害され、社会各層が損失をうけてゐる。一八六六年の一年間は鉄工業は不況であり、諸物価は下落したにもかかわらず、鉄の需要は少く、完全操業は困難であると報じてゐる。
- ⑬ Robert Giffen, Essays in Finance, p. 2, p. 3. (1886)
- ⑭ Westminster Review, April, p. 438. (1869)
- ⑮ The Spectator, January 26, 1867.
- ⑯ Blackwood, February, 1867.
- ⑰ Richard Dover, Progress versus Collapse (Westminster, 1869).
- ⑱ John Nobles, Free Trade, Reciprocity and the Reviewers p. 38. (1867)
- ⑲ Rigby Wason, The Currency Question p. 24, p. 25. (1869)
- ⑳ Bell's News, January 10, 1857.
- ㉑ Hansard, CLII. p. 68.
- ㉒ W. R. Callender, The Commercial Crisis of 1857, its cause and results, p. 121. (1858)
- ㉓ F. E. Gillespie, Labour and Politics in England, 1850-1867, p. 203. (1927)
- ㉔ C. Richards, A history of Trade from 1860 to 1875, p. 11. (1920)
- ㉕ C. Richards, A history of Trade Councils from 1860 to 1875, p. 15. (1920)
- ㉖ Circular, December 1, 1861.
- ㉗ Reynolds's Newspaper, November 10, 1861.
- ㉘ C. Richards, History of Trade Councils, p. 15. (1920)
- ㉙ Barker's Review, April, 26, 1862.
- ㉚ F. D. Gillespie, Labour and Politics in England 1850-1867, p. 212. (1927)
- ㉛ Hansard, vol. clxi, p.p. 1920-1926. Park, J. H. English Reform Bill, p. 87. (1920)
- ㉜ Joseph Irving, The Annals of our Time, p. 79. (1875)
- ㉝ Hansard, vol. clxxv, p. 331. Park, J. H. English Reform Bill, p. 87. (1920)
- ㉞ Spencer Walpole, The life of Lord John Russell, vol. ii, p. 402. (1905)
- ㉟ Letters to the Times, May 11, 1865; Frazer's, August, 1865.
- ㊱ Times, February 2, 1865.
- ㊲ コブデン (Cobden), ブライト (Bright), フォルスター (Forster), ユーニクス (Beals), ポッター (Potter) 等を参照せよ。Park, J. H. English Reform Bill, p. 89. (1920)
- ㊳ 一八〇〇年への運動精神の源流である。Park, J. H. En-

- gish Reform Bill, p. 90. (1920)
- ② The Times, May 16, 1865.
- ③ 一八六五年七月の総選挙の結果、トーマストンの卒いる自由党議員は三六七人当選し、これに対して保守党議員は二九〇人当選している。ゆえにトーマストン内閣の続く限りは、議案改革の見込はなかったとかがわかる。アニュアル・レジスタ (Annual Register) もタイムズ紙も共に「国民は選挙に満足して居る」と報じており、タオター・クォーター (Quarterly Review) も「選挙法改革問題は当分不可能である」と報じている。しかし一八六五年一〇月トーマストンの死と共にラッセル、タラットストンの合同内閣が成立し、形勢は一変して議案改革に大きな希望がもたれるに至る。The Times, July 4, 1866; Quarterly Review, July, 1865.
- ④ The Times, January 13, 1866.
- ⑤ 四月中各地で開かれた会合をみるに、エキンズマンでは四月に二回、オトマンでは四月に二回、モントシヤの西分郡選挙区では四月に三回、バーナム (Burnley) では四月に三回、ロッチキーン (Rochdale) では四月に四回、ロンズク (Lambeth) では四月に四回、ハンマー・ポール (Hanley Pool) では四月に四回、ダマクス (Exeter) では四月に四回、ペンチホックでは四月に五回、リマンマンでは四月に五回開かれたこと。
- ⑥ Park, J. H., English Reform Bill, p. 95. (1920)
- ⑦ Fortnightly Review, vol. vii, p. 745. 1866. Blackwood's, February, 1866, p.p. 147-148; Fortnightly Review, vol. v, June 15 and July 15, 1866.
- ⑧ Blackwood's, February, 1866, and letters to the Times, February 3, 1866.
- ⑨ Fortnightly Review, vol. IV, article by Edward Wilson, 1866.
- ⑩ Quarterly Review, January, p. 264. (1866)
- ⑪ The Times, April, 12, 1866.
- ⑫ Blackwood's, February, p. 144. (1866)
- ⑬ フレーザ紙は「ロー (Lowe) の傲慢な演説により労働階級は激昂し、保守党はこれを利用した」と言っている。Fraser's November, p. 559, 1866. パーランドン (Partridge) は「代議制度の発展を阻害するのせいでフリー党はホイッグ党と手をなぐ、常に反対するロー (Lowe) の一派の頑固な反対がある」と言っている。The Times, June 25, 1866.
- ⑭ Sidney and Beatrice Webb, History of Trade Unionism, p. 223, p. 224, p. 231. (1911)
- ⑮ The Times, September, 4, 1866.
- ⑯ タイムズ紙は「昨日、トリックマンの会合に二〇〇〇人が出席し、(The Times, Sep. 3, 1866) ホルボーン (Holborn) の会合に三〇〇〇人が出席し、(The Times, Sep. 4, 1866) 九月一〇日、ベリモンドレー (Bermondsey) の会合に二〇〇〇人が出席し、(The Times, Sep. 11, 1866) 九月一二日、ハンレイ (Hanley) の会合に二五〇〇人が出席し、(The Times Sep. 12, 1866) 九月一四日、ペンチホックの大集會が催されたこと (The Times, Sep. 25, 1866)。ロッチキーンに於けるペンチホックの会合は最大規模の会合で、地方の分団が集合し、その数約一〇〇〇〇人から二〇〇〇〇人になつたこと。Annual Register, chronicle, p. 137. (1866)
- ⑰ Annual Register, 1866, chronicle, p. 141, The Times, October 9, 1866.
- ⑱ The Times, October 9, 1866.
- ⑲ Park, J. H., English Reform Bill, p. 113. (1920)

- 保守系の代表新聞タイムズ紙が労働組合の恐ろしき力は中産階級の恐怖を刺戟すると喧々警告を出したのを見て、労働組合の政治活動が大きな力を持つに至ったことなど立証される。The Times, December 5, 1866. 当時各地に同盟罷業が続出したため、全国の労働組合が組織的暴力行為によつて労働条件の改良を図つてゐる誤解を、労働組合の恐怖が深刻にきざされてゐる。Sidney and Beatrice Webb, The History of Trade Unionism, p. 240. (1911)
- ④ The Times, December 21, 1866.
- ⑤ The Spectator, February 2, p. 118. (1867)
- ⑥ Macmillan's, April, p. 529. (1867)
- ⑦ Quarterly Review, January, p. 238. (1867)
- ⑧ Fortnightly Review, January, 1867, p. 104.
- ⑨ Blackwood's, May, 1867, p. 387.
- ⑩ Westminster Review, January, 1867, p. 185.
- ⑪ The Times, 5, 1867.
- ⑫ ミニムストンに男子普通選挙を採用せず選挙資格に一定の財産資格の基準を設けたことは、この頃を五ギンメントとせよといふ。
- ⑬ The Times, July 4, 1867.
- ⑭ The Times, February, 28, 1867.
- ⑮ The Times, March 20, 1867.
- ⑯ The Times, April 17, 1867.
- ⑰ The Times, April 23, 1867.

- ⑱ The Times, May 7, 1867.
- ⑲ Report of League Meeting in the Times of May 30, 1867.
- ⑳ Times, June 17, 1867.
- ㉑ The Times, June, 10, 1867.
- ㉒ Times, April 30, 1867; News of the World, May 5, 1867.
- ㉓ Fortnightly Review, vol. vii, p. 269. (1867) The North British Review, new series, vol. viii, p.p. 514-515. (1867) 都倉の著ける工場労働者の住家は、空気の流通が悪く、不潔で伝染病が流行し、数方の住民の惨状は名状すべからざるものがある。農業地帯では大部分の農業労働者は小屋に住み、地主の許可がないため住居の新築すら困難である。
- ㉔ 農村住民の大部分は文盲であり、都市住民の大部分も就学してゐない。子供のうち就学する者は半数以下であり、就学しても中途退学する者が多いので全般からみて労働階級のうち、役に立つ程度の教育をうける者は極く少数者に限定され、数百万の大衆は無学文盲の惨状にあつたと言へる。Fortnightly Review, Sep. 15, 1866; Frazer's, November, 1866.
- ㉕ フラットの言によれば「英国の統治階級は没落し、全国で一二〇〇〇〇〇人の貧民が救えられる。一八六六年より一八六七年にかけて経済恐慌のため貧民層が急増した」と言つてゐる。
- Times, January 14, 1867; January 22, 1867.

(京都教育大学教授)

record of observation; but the result of my investigation shows the very record of observation was already found in the first century B.C. and series of resources also found for two thousand years since. Many of them can clarify the important points of its date and place of observation, form, colour and condition of movement or standstill, and they are splendid in quality and large in quantity. This shows the constant observation records of spicialists in the national astronomical observatory.

This article at first treats what is thought to be the resources of the polar lights in China and then, judging from the viewpoint of geophysics, tries to prove its correctness and superiority in quality and its world-wide importance in comparison with the observation resources in Western Europe.

The Cause of the Second Reform Bill in England from the Social and Economic Point of View

by

Shikio Isokawa

The reform movement came to the fore again from the beginning of 1860 after the rise and fall of chartist movement. This essay is to clarify the cause of the second Reform Bill from the economic and social point of view with reference to the statistics of the prices, the wages, and the numbers of the unemployed from 1860 to 1867, and to reach to the conclusion that the reform movement of the labouring class was derived from the economic depression and the miserable condition of the labourer's lives. This essay also explains that the political movement of the trade union was the motive power of the reform movement, and the labourer's reform movement and the cooperation with the ruling class was nothing but the means to improve the economic and social condition of the labouring class. Benjamin Disraeli, the sagacious statesman, could succeed to pass the most progressive reform Bill disregarding the Tory's tradition by catching the good opportunity to take hands with the demands of the radicals of the babouring class and the people.